

令和5年度
ひとり親家庭
サポートブック



中津市子育て支援課



子育て支援課への問い合わせ、相談等
のメールはこちらからどうぞ！

もくじ

1. 経済的支援	■児童手当	P1
	■児童扶養手当	P1~2
	■ひとり親家庭医療費の助成	P3
	■保育料の負担軽減	P4
	■就学援助（小・中学生）	P4
	■入学準備金（新小1・新中1の児童・生徒）	P4
	■放課後児童クラブ保護者負担金の助成	P5
	■おおいた子育てほっとクーポン	P5
	■母子父子寡婦福祉資金の貸付	P6
	■奨学金（高校・大学など）	P7~8
	■生活福祉資金の貸付	P9
	■遺族年金	P9
■障がいがある子どもへの経済的支援	P10	
■その他優遇措置	P10	
2. 就労支援	■就労相談（母子父子自立支援員）	P11
	■母子家庭等自立支援給付金	P11
	■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金	P12
	■住宅支援資金	P12
	■大分県母子家庭等就業・自立支援センター	P13
	■ハローワーク中津就職支援サービス	P13
3. 子どもの支援	■一時預かり	P14
	■病児・病後児保育	P14
	■ファミリー・サポート・センター	P15
	■ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成	P15
	■子育て短期支援事業（ショートステイ・トライアクト）	P15
	■放課後児童クラブ（小学生対象）	P16
	■子ども食堂・子どもの居場所づくり事業	P17
4. その他	■公営住宅の申込み	P18
	■法律扶助	P18
5. 相談	■相談機関一覧表	P19~20

1.経済的支援

■児童手当

子育て支援課 (0979-22-1141)

児童手当は中学生までの児童を養育している方に支給される手当です。離婚又は離婚前提で父母が別居している場合は、子どもと同居している方が受給資格者となります。（同居優先）受給者変更等の手続きが必要ですので相談してください。

また、ひとり親だった方が、婚姻された場合なども手続きが必要になりますのでご相談ください。



■児童扶養手当

子育て支援課 (0979-22-1141)

次のいずれかに該当する18歳までの児童（18歳に達した年度末までの児童。ただし、一定の障がいを有する場合は20歳未満の児童）を養育しているひとり親家庭の父、母又は養育者（祖父母など）に支給される手当です。父又は母が重度の障がいの状態にある場合は、ひとり親でなくとも支給される場合もあります。

<手当を受給できる人>

- 父母が離婚した児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母が重度の障がい（年金の障害等級1級程度）にある児童
- ※父又は母が障害年金を受け、子の加算がある場合、加算額と児童扶養手当の差額分を受給できます。
- 父又は母の生死不明の児童
- 父又は母から1年以上遺棄されている児童（遺棄…連絡が取れず児童の養育を放棄していること）
- 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童



<手当を受給できない人>

次のいずれかに該当する場合は支給されません

- 受給者又は児童が日本国内に住所を有しないとき
- 父又は母が婚姻の届出はしていないなくても内縁関係などがあるとき
- 児童が里親委託又は児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通所施設を除く）、障害者福祉施設に入所しているとき

<公的年金との併給>

公的年金等を受給している方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

<手当月額>

(令和5年4月～)

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	44,140円	44,130～10,410円
2人目	10,420円	10,410～5,210円
3人目以降	6,250円	6,240～3,130円

<手当の支払>

※ 支払日は奇数月11日です。
休日の場合は前営業日です。

支払期	支払期
5月期 (3～4月分)	11月期 (9～10月分)
7月期 (5～6月分)	1月期 (11～12月分)
9月期 (7～8月分)	3月期 (1～2月分)

<所得制限>

受給者又は扶養義務者（対象者と同居している家族）や配偶者の前年の所得が、下記の表の扶養親族等の数による所得限度額以上ある場合は、その年度（11月分～翌年の10月分まで）は、手当の全部又は一部が支給停止されます。前年の市民税課税台帳上の所得に養育費（前年に受け取った金品等）の8割が加算されます。

下記表の「収入の目安」は給与収入のみで計算していますのでご注意ください。 (千円)

扶養親族等の数	本人				配偶者及び扶養義務者 孤児等の養育者	
	全部支給		一部支給			
	所得	収入の目安	所得	収入の目安	所得	収入の目安
0	490	1,220	1,920	3,114	2,360	3,725
1	870	1,600	2,300	3,650	2,740	4,200
2	1,250	2,157	2,680	4,125	3,120	4,675
3	1,630	2,700	3,060	4,600	3,500	5,150

70歳以上の老人扶養親族がある場合は限度額に10万円、16～22歳の扶養親族がある場合は15万円が加算される。（受給者本人のみ）一律社会保険料控除8万円、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する場合は10万円控除。その他障害者控除などあり。※収入額はすでに8万円を加味しています。

※扶養親族の人数で所得制限限度額が決められています。必ず扶養親族の申告をしてください。

<手当の一部支給停止措置について>



平成20年4月から「児童扶養手当の受給から5年又は支給要件に該当した月から7年を経過するなどの要件」に該当する受給者は、手当の支給額の2分の1が支給停止となります。ただし、「適用除外の事由」に該当する場合は、届出書を提出することにより減額されません。

※適用除外の事由：就業している、求職活動している、身体上又は精神上の障がいがあるなど

<届出>

次のような場合は、必ず届出が必要です。届出をしないまま手当を受給した場合は、手当を返還していただけますので注意してください。

資格の消滅	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻の届出がなくても事実上の婚姻関係と同様の状況となったとき 異性と同居がなくても頻繁な行き来がある場合 生活費の援助があるなどの状況 異性との同居や、生活支援がなくても同様と判断される場合など 児童が施設入所又は里親に委託されたとき 刑務所等に拘禁中の配偶者が出所したとき 児童を養育しなくなったとき 遺棄している児童の父又は母から連絡、訪問、送金があったとき
手当の減額	<ul style="list-style-type: none"> 受給者が公的年金を受給するようになったとき（老齢年金、障害年金、遺族年金など） 児童が公的年金を受給するようになったとき（遺族年金など） <p>※たとえば母子家庭で、離婚後に父が死亡し、児童が遺族厚生年金を受給するようになったときも対象となりますので、届出が必要です。</p>
養育費の申告	児童の父親又は母親から養育費等を受け取っている場合は、その額を申告する必要があります。前年1月～12月までに受け取った養育費等について正しい申告をしてください。

■ひとり親家庭医療費の助成

子育て支援課 (0979-22-1141)

ひとり親家庭等の親とその児童、父母のいない児童に対して、医療費の自己負担額の一部を助成します。

県内の医療機関を受診した場合、受給資格者証と保険証を提示することで保険診療の窓口支払が児童は無料、親は軽減されます。

<対象者>

ひとり親家庭等の親及び児童（18歳に到達した最初の3月31日までの児童）

<一部自己負担額>

(医療機関ごと)

種別	親	児童
通院	500円/回 負担上限：月4回（最大2,000円まで） ※注	無料
入院	500円/日 負担上限：月14日（最大7,000円まで） ※食事療養費は対象外	無料
薬局	無料	無料



(注) 親の場合、1ヶ月内に同一病院の受診について5日目以降は自己負担額はなく無料になります。

※大分県外の医療機関を受診した場合又は柔道整復等については、医療証が使えません。
この場合は、一旦お支払いの後、1年内に償還払い請求のお手続きが必要です。

<償還払いの支払>

償還払いの支払いについては、毎月10日（休日の場合はその直前の平日）までに請求した助成額を同月26日（26日が休日の場合は、その直後の金融機関の営業日）に届出口座に振込みます。

<所得制限>

本人及び扶養義務者については、児童扶養手当の所得制限限度額と同様です。

<届出>健康保険証が変わった場合…本人及び児童の保険証を添付の上、変更手続きをしてください。

児童扶養手当とひとり親家庭医療費助成の手続きに必要なもの

□申請者・児童の戸籍謄本 1通（戸籍が異なる場合は各1通）

（離婚日や父母の死亡日などが記載があるもの）

- ・児童の戸籍が前夫や前妻の戸籍に入っていてもかまいません。
- ・児童の親権者が前夫や前妻でもかまいません。



※戸籍の作成に時間要する場合は、離婚届受理証明で一旦受付を行います。
(月末でその月内に謄本ができないなど)

□健康保険証（請求者と児童全員分）

- ・児童が離婚した父又は母の健康保険の被扶養者となっている場合は変更してください。

※保険の脱退手続き中でも仮受付をするので、申請月が翌月にならないように気を付けてください。

□年金手帳もしくは基礎年金番号通知書

□個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（申請者・児童・扶養義務者）

- ・個人番号（マイナンバー）カード（写真有）もしくは①・②の両方
- ①通知カード又は個人番号入りの住民票
- ②本人確認書類（運転免許証、パスポート等）

□居住地の証明

- ・住居が賃貸物件の場合は、「賃貸契約書」など

□診断書（配偶者や児童が障がいを有する場合）

□その他 状況や事情に応じて、上記以外の書類を求めることがあります。

■保育料の負担軽減

保育施設運営室 (0979-22-1129)

保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出されます。

多子世帯やひとり親世帯等については、所得によって保育料の負担軽減がありますので、ひとり親になった場合はご相談ください。

★大分にこにこ保育支援事業

父母いずれかの第2子以降3歳未満の子どもは保育料が無料となります。

該当する場合は戸籍謄本を提出してください（市で確認できる場合、提出は不要です）。

■就学援助（小・中学生）

教育委員会 学校教育課 (0979-22-4941)

経済的な理由等によって就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対して、就学に必要な援助を行う制度です。

<援助の種類>

学校給食費、学用品（通学用品含む）、修学旅行費など

<手続きに必要なもの>

- ・児童生徒等就学援助費にかかる調書
- ・同意書

<申込先>

各学校の担任の先生へ相談してください。



■入学準備金（新小1・新中1の児童・生徒）

教育委員会 学校教育課 (0979-22-4941)

就学援助の対象となる家庭について、小学校又は中学校に入学する前に、新入学児童生徒学用品費を前倒し支給する制度です。

<支給額の目安> ※年度により支給額が増減する場合があります。

- ・小学校：54,060円
- ・中学校：63,000円

<申込期限>

入学予定の前年11月頃

<手続きに必要なもの>

- ・申請（請求）書
- ・児童生徒等就学援助費にかかる調書
- ・同意書

<申込先>

- ・新小1：学校教育課及び各支所地域振興課
- ・新中1：各小学校、学校教育課及び各支所地域振興課



■放課後児童クラブ保護者負担金の助成 子育て支援課 (0979-33-7026)

児童クラブの保護者負担金について、所得等に応じて助成されます。

<助成区分>

助成区分	助成上限額	支払時期
生活保護受給世帯	4,000円/月	
児童扶養手当受給世帯	3,000円/月	
就学援助制度適用世帯	3,000円/月	11月頃支払 (4~9月分)
市民税非課税世帯	3,000円/月	翌年5月支払 (10~3月分)
多子世帯 (18歳未満の兄または姉が1人)	1,500円/月	
多子世帯 (18歳未満の兄または姉が2人)	3,000円/月	

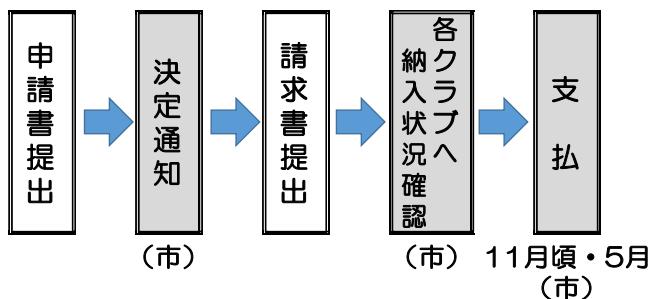


※多子世帯は、クラブに通う児童に、弟または妹だけがいる場合は対象外となります。

<基準額について>

負担額（月額）からおやつ代等実費徴収金相当分として、一律1,000円を控除した額から助成区分に応じた上限額まで助成します。（令和元年度～）

<手続きの流れ> ※ご案内は夏頃にクラブを通じて送付します。



<注意点>

- 延長保育利用料など、毎月の保護者負担金以外は助成制度はありません。
- 年度途中から該当世帯になった場合、申請の翌月から適用になります。

■おおいた子育てほっとクーポン

子育て支援課 (0979-22-1141)

「おおいた子育てほっとクーポン」は、国の「出産・子育て応援給付金」の開始に伴い、令和5年度以降の新規クーポンの発行はありません。すでに発行しているクーポンは有効期限まで利用できます。

<利用できるサービス>

【1】現物支給（お支払い時にクーポンを利用）

①オムツ・ミルクの購入	②母乳マッサージ	③ベビー用品レンタル費用	④タクシー利用料（健診・通院時）
⑤読み聞かせ絵本の購入	⑥家事支援利用料	⑦病児・病後児保育	⑧児童通所支援事業の個人負担分
⑨子ども用CDの購入	⑩一時預かり事業	⑪子育て短期支援事業	⑫未就園児親子教室
⑬なかつ子ども劇場			

【2】償還払い（市役所へ請求後、口座へ振り込み）

⑭ファミリー・サポート・センター事業	⑮予防接種	⑯放課後・長期児童クラブ	⑰1ヶ月健診の費用
--------------------	-------	--------------	-----------

【3】現物支給・償還払い（施設にご確認ください！）

⑯産後ケア事業	⑯延長保育事業	⑯幼稚園型一時預かり保育事業
---------	---------	----------------

<有効期限>

満3歳の誕生日の前日



■母子父子寡婦福祉資金の貸付

子育て支援課 (0979-22-1103)

母子及び父子家庭並びに寡婦、父母のいない20歳未満の児童等を対象に無利子又は低利子で各種資金を貸付けます。



〈資金の種類〉

資金名	貸付対象	内容
事業開始	父・母・寡婦	事業を開始するために必要な設備、備品等の購入費など
事業継続	父・母・寡婦	事業継続に必要な商品、材料等の購入費など
修学	児童	高校や大学などに修学するために必要な授業料、学用品代、通学費用など
技能習得	父・母・寡婦	自ら事業開始や就職するために必要な各種養成学校等の授業料、交通費など
修業	児童	児童が事業開始や就職するために必要な各種養成学校等の授業料、交通費など
就職支度	父・母・寡婦・児童	就職に際して必要な衣服、通勤用自動車の購入費など
医療介護	父・母・寡婦・児童	医療を受けるために必要な費用など
生活	父・母・寡婦	技能習得期間中の生活資金、ひとり親になって間もない時期（7年未満）の生活資金など
	父・母	家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者に対する資金
住宅	父・母・寡婦	住宅の補修、保全、改築、増築又は新築に必要な費用
転宅	父・母・寡婦	住居の移転の際の敷金や引っ越しに要する運送代など ただし、市外に転居される場合は転居先の居住地での申請
就学支度	児童	高校や大学などの入学金や制服、教材費などの購入費
結婚	児童	児童が結婚するために必要な費用

※児童が大学に進学（自宅外）する場合の例

就学支度資金・修学資金の貸付限度額は下記のとおり

①就学支度資金（大学・短期大学） ②修学資金（月額）

国公立	私立
420,000円	590,000円

区分	国公立	私立	償還開始月	償還期限	年利
大学	108,500円	146,000円	修学期間終了後 6ヶ月	貸付期間の 3倍以内	0%
短期大学	96,500円	131,000円			

※各種資金は申請から交付までに一ヶ月程度かかります。

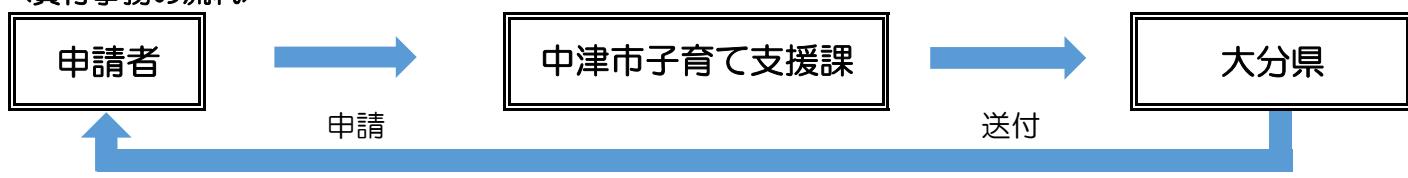
申請を希望する場合は、早めにご相談ください。



〈要件〉

- ・申込み時点で、借入金の滞納がないこと
- ・税金などの滞納がないこと
- ・申請者や連帯保証人は、償還完了時の年齢が65歳以下であること等

〈貸付事務の流れ〉



審査結果の決定通知

■奨学金（高校・大学など）

高校、大学など奨学金について一部紹介します。
その他奨学金もありますので、学校等にお問合せください。
※令和5年4月1日現在の情報です。



＜公益財団法人 大分県奨学会奨学金制度＞

お問合せ：公益財団法人 大分県奨学会（097-506-5620）

○高校奨学金

奨学金種類	高等学校奨学金	入学支度金	通学費奨学金	修学旅行費等奨学金																																																	
申込資格	要件	保護者等が大分県内に住所を有する者																																																			
	学校	・高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部・高等専門学校に在学または進学予定の者																																																			
	学年	全学年	新1年生のみ	全学年	修学旅行実施前の全学年																																																
採用基準	学力	原則として、学力及び家計の基準がある (特例基準があります)																																																			
	家計	保護者の年間の全収入金額から合計所得金額を算出し、その金額から特別控除額を差し引いた認定所得金額が、その世帯の基準額以下であること。 特例基準に該当する世帯 ①生活保護を受けている世帯 ②市町村民税が非課税又は減免されている世帯 ③保護者の年間の全収入が、生活保護世帯の基準額(年収換算)の1.5倍以下の世帯	1か月の通学費が7,000円以上になる者(自宅から通学することが困難なため下宿等をするものを含む。)で次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護を受けている世帯 ②市町村民税が非課税又は減免されている世帯 ③保護者の年間の全収入が、生活保護世帯の基準額(年収換算)の1.5倍以下の世帯	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護を受けている世帯 ②市町村民税が非課税又は減免されている世帯 ③保護者の年間の全収入が、生活保護世帯の基準額(年収換算)の1.5倍以下の世帯																																																	
	人物	勉学意欲があり、奨学生としてふさわしい生徒であること																																																			
貸与額	(月額) <table border="1"> <tr><th colspan="2">国公立</th></tr> <tr><td>自宅</td><td>自宅外</td></tr> <tr><td>18,000円</td><td>23,000円</td></tr> <tr><td>14,000円</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>9,000円</td><td>12,000円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th colspan="2">私立</th></tr> <tr><td>自宅</td><td>自宅外</td></tr> <tr><td>30,000円</td><td>35,000円</td></tr> <tr><td>23,000円</td><td>27,000円</td></tr> <tr><td>15,000円</td><td>18,000円</td></tr> </table>				国公立		自宅	自宅外	18,000円	23,000円	14,000円	18,000円	9,000円	12,000円	私立		自宅	自宅外	30,000円	35,000円	23,000円	27,000円	15,000円	18,000円	(月額) <table border="1"> <tr><th colspan="2">国公立</th></tr> <tr><td>50,000円</td><td></td></tr> <tr><th colspan="2">私立</th></tr> <tr><td>100,000円</td><td></td></tr> </table> *入学時1回のみ <table border="1"> <tr><th colspan="2">1か月の通学費(割引運賃額)</th></tr> <tr><td>7,000円以上</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>10,000円以上</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>20,000円以上</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>30,000円以上</td><td>15,000円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th colspan="2">貸与額</th></tr> <tr><td>国内</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td></td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>海外</td><td>220,000円</td></tr> <tr><td></td><td>110,000円</td></tr> </table>	国公立		50,000円		私立		100,000円		1か月の通学費(割引運賃額)		7,000円以上	3,000円	10,000円以上	5,000円	20,000円以上	10,000円	30,000円以上	15,000円	貸与額		国内	160,000円		80,000円	海外	220,000円		110,000円
国公立																																																					
自宅	自宅外																																																				
18,000円	23,000円																																																				
14,000円	18,000円																																																				
9,000円	12,000円																																																				
私立																																																					
自宅	自宅外																																																				
30,000円	35,000円																																																				
23,000円	27,000円																																																				
15,000円	18,000円																																																				
国公立																																																					
50,000円																																																					
私立																																																					
100,000円																																																					
1か月の通学費(割引運賃額)																																																					
7,000円以上	3,000円																																																				
10,000円以上	5,000円																																																				
20,000円以上	10,000円																																																				
30,000円以上	15,000円																																																				
貸与額																																																					
国内	160,000円																																																				
	80,000円																																																				
海外	220,000円																																																				
	110,000円																																																				
申込方法	在学する高等学校等に申込用紙があります。 在学する高等学校等に申込んでください。				*1回のみ貸与 *該当区分より選択																																																
募集期間	毎年度、4月中旬から5月中旬までの予定です。																																																				

○大学・短期大学奨学金

資格	・保護者が県内に住所を有する者。 ・学力及び家計の基準あり。														
貸与額(月額)	自宅外通学の場合(自宅通学の場合は、金額が異なります。) (円) <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>国公立</th><th>私立</th><th>返還</th></tr> <tr><td>大学</td><td>43,000</td><td>54,000</td><td rowspan="3">貸与終了後6ヶ月 経過後から</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>43,000</td><td>51,000</td></tr> <tr><td>伊藤隼・マサ代・孝子奨学金</td><td>56,000</td><td>69,000</td></tr> </table>	区分	国公立	私立	返還	大学	43,000	54,000	貸与終了後6ヶ月 経過後から	短期大学	43,000	51,000	伊藤隼・マサ代・孝子奨学金	56,000	69,000
区分	国公立	私立	返還												
大学	43,000	54,000	貸与終了後6ヶ月 経過後から												
短期大学	43,000	51,000													
伊藤隼・マサ代・孝子奨学金	56,000	69,000													
受付期間	年度によって違うため、直接お問合せください。														
申込み	直接、大分県奨学会へ申込み 大分市府内町3-10-1 大分県庁舎別館8F TEL: 097-506-5620 FAX: 097-533-7484														

※いずれも無利子

〈その他就学した生徒のための支援制度〉

(問合せ先は各種制度内容に記載)

中津市奨学資金（贈与）			高等学校授業料減免措置	
内容	募集人員	金額（月額）	対象	母子家庭等で家計困難な家族の生徒など
	一般奨学資金 35人	5,000円以内	内容	県立高等学校⇒授業料の免除 私立高等学校⇒授業料の一部免除
	衛生看護科奨学資金 2人	18,000円以内	受付時期	1次4月中旬 2次7月中旬 ※私立は学校によって異なります
福祉奨学資金 1人	10,000円以内	問合せ先	在籍高等学校・在籍する学校	
問合せ先 中津市教育委員会学校教育課 ☎0979-22-4941				

高等学校等就学支援金制度

対象	年収の目安が約910万円未満（4人家族：両親・子2人の場合）の世帯が対象			
内容	授業料の全額又は一部が申請により、直接学校に支払われます。			
支給月額	公立高等学校		私立高等学校	
	全日制	月額 9,900円	目安年収	支給月額
	定時制	1単位 1,740円	910万円未満	9,900円
	通信制	1単位 100円	590万円未満	33,000円
受付時期	<1年時> 4月と7月の2回申請 <2・3・4年時> 7月の1回のみ			
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（高校より配付されます） 個人番号届出書（高校より配布されます）等 			

高校生等奨学給付金制度

対象	1. 生活保護受給世帯 2. 県民税及び市町村民税の所得割額が非課税（0円）の世帯 上記の世帯で、高校生の保護者が大分県内に住んでいること。		
内容	授業料以外の学校にかかるお金（修学旅行費、教科書費、教材費など）の一部が、県から保護者に支払われます。		
★生活保護受給世帯			
	国公立の高校生等 年 32,300円	国公立の高校専攻科生 年 50,500円	
私立の高校生等 年 52,600円 私立の高校専攻科生 年 52,100円			
★県民税及び市町村民税の所得割額が非課税（0円）の世帯			
支給月額	対象区分	① ②以外（第1子）	②15歳以上23歳未満で扶養されている兄弟姉妹がいる場合（第2子）
	国公立の通信制以外の高校生	年 117,100円	年 143,700円
	// 通信制の高校生	年 50,500円	年 50,500円
	// 高校専攻科生	年 50,500円	年 50,500円
	私立の通信制以外の高校生	年 137,600円	年 152,000円
	// 通信制の高校生	年 52,100円	年 52,100円
	// 高校専攻科生	年 52,100円	年 52,100円
受付期間	7月中旬～下旬（予定）	※家計急変世帯は隨時受付	
問合せ先	在籍する学校 又は 公立高校は大分県教育庁 教育財務課 私立高校は大分県生活環境部 私学振興・青少年課	☎097-506-5454	☎097-506-3086

【高等教育の就学支援制度】

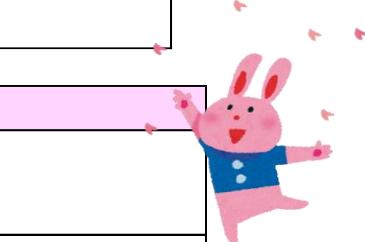
住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯の学生に、

授業料・入学金の
免除／減額



給付型奨学金の
支 給

詳細は、独立行政法人日本学生支援機構のホームページをご覧ください。



■生活福祉資金の貸付

中津市社会福祉協議会 (0979-23-2095)

この貸付制度は、低所得者、障がい者等に対し資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

〈貸付対象〉

低所得者世帯・・・世帯の収入が一定基準内の世帯

一 貸付の対象とならない人 一

① 他法他制度（日本学生支援機構・母子父子寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等）の利用ができる人の属する世帯

② すでに生活福祉資金の借入があり、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人

〈資金の種類〉

総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・緊急小口資金・不動産担保型生活資金

緊急小口資金の概要について

〈対象世帯〉 低所得世帯

〈貸付限度額〉 100,000円以内

〈貸付利子〉 無利子

〈償還期間〉 据え置き期間経過後12ヶ月以内

〈貸付対象事由〉

① 就職が決まり、初回給与までの生活費が必要なとき

② 滞納していた公共料金等の支払いにより日常生活に支障が生じるとき

③ 子どもの教育費等の支払いがあったために生活費が必要なとき

④ その他これらと同等のやむを得ない事由であって、緊急性、必要性が高いと認められるとき



生活福祉資金は、大分県社会福祉協議会の審査がありますので種類によって異なりますが、緊急小口資金の場合で、申込みが可決されて貸付金が支給されるまでには約1～2週間程度かかります。

■遺族年金

★遺族基礎年金

保険年金課 (0979-62-9069)

国民年金の被保険者が死亡したとき、生計を維持されていた配偶者（条件を満たした子がいる場合のみ）、又は子に遺族基礎年金が支給されます。

〈年金額〉（令和5年度）

795,000円 + 子の加算

子の加算

第1子・第2子 各 228,700円 第3子以降 76,200円



「子」とは次のいずれかに該当する者で、親が死亡した当時に婚姻しておらず、死亡した親と生計維持関係にある場合に限ります。

- ・18歳未満の子又は18歳に達した日(18歳誕生日の前日)以後最初の3月31日までの間にある子
- ・国民年金の障害等級1・2級に該当する程度の障がいの状態にある20歳未満の子

★遺族厚生（共済）年金

別府年金事務所 (0977-22-5111)

厚生（共済）年金の被保険者が死亡したとき又は被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき等に支給されます。

〈対象者〉

○配偶者

○子・孫（遺族基礎年金の「子」の条件に準じます。）

○55歳以上の夫、父母、祖父母（60歳から支給）

※児童扶養手当は、遺族年金が支給される場合、児童扶養手当支給金額より遺族年金が少額の場合にその差額が支給されます。

■障がいがある子どもへの経済的支援

★特別児童扶養手当

身体又は精神に中程度以上の障がいがあるため日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の児童を養育する父母等に支給される手当です。※所得制限あり。

〈支払月〉

〈手当月額〉

年3回 (4月、8月、11月)

1級

53,700円

(令和5年4月～)

2級

35,760円

(令和5年4月～)

★障害児福祉手当

お問合せ：福祉支援課

身体又は精神に重度の障がいがあるため日常生活に常時の介護を要する20歳未満の児童に支給される手当です。※所得制限あり。

〈支払月〉

〈手当月額〉

年4回 (2月、5月、8月、11月)

15,220円

(令和5年4月～)

★重度心身障害者医療費助成

福祉支援課 (0979-62-9802)

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する重度心身障害者(児)に対して保険診療による医療費の自己負担額を助成します。※所得制限あり。

1ヶ月1医療機関（院外処方の薬代も含む）につき1,000円以上に限ります。

※対象となるのは、医療保険適用分です。

■その他優遇措置

★JR通勤定期券の割引

子育て支援課 (0979-22-1141)

児童扶養手当を受給している方の世帯員は、JRの通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

〈対象者〉 児童扶養手当受給者及び同一世帯員

〈割引率〉 30%

〈手続きの流れ〉

①特定者資格証明書交付申請を子育て支援課へ提出

添付書類：写真（縦4cm×横3cm）、児童扶養手当証書、本人確認書類（免許証など）

②市が「特定者資格証明書」「特定者用定期乗車券購入証明書」を発行

③申請者が駅にて定期券を購入



★税金のひとり親控除

(問合せ先は税務署または市町村税務課)

ひとり親の方については、所得税、住民税の控除が受けられる場合があります。

★少額貯蓄非課税制度

(問合せ先は各金融機関)

遺族年金を受けている妻や、児童扶養手当を受けている児童の母、障害年金等を受けている人は、一定の預貯金の利子所得で課税される所得税（15%）と住民税における所得割（5%）について非課税の適用を受けることができます。

2. 就労支援

■就労相談

母子父子自立支援員が就労の相談に応じます。ニーズに応じてハローワークなどの関係機関へ繋いだり、就職に有利な資格取得のための支援事業などの情報提供を行い、ひとり親家庭の自立支援を行います。

■母子家庭等自立支援給付金

〈高等職業訓練促進給付金〉

ひとり親家庭の父又は母が、就職に有利な資格や技能を取得するために、6月以上養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減を図るために修業期間中（上限4年）に給付金を支給します。また、修学の最終年限1年間については、支給額を40,000円加算します。なお、修業修了時には、一時金が支給されます。

○対象者

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の全ての要件を満たす人

- ・児童扶養手当を受給できる水準の所得である。
- ・20歳未満の児童を養育している。
- ・養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる。
- ・仕事又は育児と修業の両立が困難である。
- ・この高等職業訓練促進給付金を受けたことがない。

○対象資格

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士

歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等

※デジタル分野の資格（シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等）や専門実践及び特定一般教育訓練給付の指定講座（令和3年度から5年度修業開始のものに限る）

○給付期間

上限4年

○支給額

	訓練促進給付金（月額）	修了支援給付金（一時金）
市町村民税 課税世帯	70,500円	25,000円
// 非課税世帯	100,000円	50,000円



※訓練促進給付金については修学の最終年限1年間に限り、それぞれ40,000円を加算

〈自立支援教育訓練給付金〉

ひとり親家庭の父又は母が、就職に有利な資格や技能を取得するために、指定教育講座を受講し、修了した場合、受講料の6割を支給します。ただし、雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、その差額分を支給します。

○対象者

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の全ての要件を満たす人

- ・児童扶養手当を受給できる水準の所得である。
- ・20歳未満の児童を養育している。
- ・教育訓練講座を受講することが、世帯の自立につながる就業のために必要と認められる。
- ・過去に自立支援教育訓練給付金や雇用保険法の教育訓練給付金その他類似の制度による金銭の支給を受けたことがない。

○対象講座 ※ハローワーク厚生労働省のWEBサイト参照

①雇用保険制度の一般または特定一般教育訓練給付の指定講座

②雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目指すものに限る）

○支給額

受講料の6割（1万2千円以上、20万円上限）

※上記②の講座については修業年限×40万円、上限160万円を支給（令和4年4月から）

※雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付の支給を受ける場合、差額が支給できます。

■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

お問合せ：大分県社会福祉協議会

(097-515-7771)

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）を貸付け、就学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的にしています。

〈対象者〉

次の要件をすべて満たす方が対象です。

1. 高等職業訓練促進給付金を受給している。
2. 大分県内に住民登録をしている。
3. 給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得して、大分県内において取得した資格が必要な業務に従事する。
4. 他の都道府県で本訓練促進給付金を借り受けていない。

〈貸付内容〉

1. 入学準備金 500,000円（上限）

2. 就職準備金 200,000円（上限）

※連帯保証人を立てる場合は無利子です。



〈返還の免除〉

借受人が「養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に大分県内において就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事したとき」に貸付金の返還が免除されます。

〈他の貸付制度等の併用〉

1. 県社協が実施主体となっている介護福祉士修学資金や保育士修学資金との併用はできません。
2. 国（ハローワーク）の専門実践教育訓練給付金または、自立支援教育訓練給付金との併用はできません。

〈申込先〉

大分県社会福祉協議会 福祉資金部 福祉資金課 訓練促進資金担当係（大分市大津町2-1-41）

■住宅支援資金

「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方を対象に、償還免除付で、家賃の支払いを支援する「住宅支援資金」の貸付を行っています。

〈対象者〉

以下の①と②の両方に該当する人

- ①大分県内にお住まいの児童扶養手当受給者または所得が児童扶養手当支給水準の人
- ②住宅支援資金貸付申請日前1年以内に「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けて就労に向けて意欲的に取り組んでいる人

〈貸付額〉

月額上限：40,000円（入居している住宅の家賃実費）

貸付期間：最大12ヶ月 利息：無利子

※住宅確保給付金等を利用している場合は、家賃の差額となります。

〈返還の免除〉

以下の①または②に該当する場合、償還は一括して免除されます。

- ①現に就業していない方が、貸付から1年以内に就職し、1年間就労を継続したとき
- ②現に就業している方が、母子・父子自立支援プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就労を継続したとき

〈問合せ先〉

「母子・父子自立支援プログラム」の策定について	「住宅支援資金貸付」の申請書や手続きについて
大分県母子家庭等就業・自立支援センター	大分県社会福祉協議会
電話：097-552-3313	電話：097-515-7771
住所：大分市大津町2-1-41	住所：大分市大津町2-1-41

■大分県母子家庭等就業・自立支援センター

お問合せ：大分県母子家庭等就業・自立支援センター

(097-552-3313)

母子家庭や父子家庭、寡婦の方を対象に就業相談、就業情報の提供、職業あっせんなど、一貫した就業支援サービスの提供を行っています。母子家庭の母等の就業相談に応じるとともに、希望する雇用条件等を登録した場合、就業支援員が希望に添った求人情報を探し、郵送やFAXなどで随時提供します。

また、専門の策定員が相談者個別の母子・父子自立支援プログラムを作成するなど、自立に向けたきめ細やかなお手伝いをしていますので、お気軽にご相談ください。

○対象者：母子家庭、父子家庭、寡婦

○開館時間：火曜～金曜 8時30分～18時

　　日曜、月曜 8時30分～17時

○問合せ先：大分県母子家庭等就業・自立支援センター

※その他、就職支援セミナー等も行っていますので、詳細についてはお問合せください。



■ハローワーク中津就職支援サービス

お問合せ：ハローワーク中津

(0979-24-8609)



ハローワーク中津では、就職や転職を考えている方を対象にさまざまな就職支援サービスを行っています。求職登録や相談窓口での職業相談、パソコンによる求人検索や定期的な求人情報の発行を行っています。また希望する求人への紹介状交付や再就職に役立つ各種情報を提供しています。

☆マザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望する方に対して、子ども連れて来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな就労支援を行っています。キッズコーナーも設置していますので安心して利用ができます。

〈対象者〉

- ・お子さんをお持ちで就職希望の方
- ・お仕事と子育てを両立するために転職を希望する方
- ・母子家庭、父子家庭の方など

☆ひとり親家庭への就職応援

児童扶養手当を受給しながらお仕事を探している方々に就職の支援を行っています。

希望に合った求人情報や定期的な求人情報の提供、面接のシミュレーションなど継続的に支援を行います。

〈対象者〉 児童扶養手当を受給しており、就職支援を希望される方

☆職業訓練制度の受講（公共職業訓練・求職者支援訓練）

「新しいスキルを身につけたい」「資格を取りたい」など就職に必要な技能・知識を身につける職業訓練の制度があります。訓練内容は事務・パソコン簿記・介護初任者研修・建築CADなど多岐にわたり、受講料原則無料です。（テキスト代は自己負担）

〈対象者〉 働く意思と能力がありハローワークで積極的に探している方

※受講には条件がありますので、詳しくは職業訓練担当にお問合せください。

☆その他

その他に「就職支援セミナー」や「マザーズセミナー」を開催しています。また、週20時間以上一定期間会社に勤務した方が失業して、働ける状態にもかかわらず次の仕事が決まってない場合は、失業給付が受けられる「雇用保険」があります。手続きについては、雇用保険業務係へご確認ください。

3.子どもの支援

ひとり親は、育児も仕事も一人で担わなければならないため、子育てのサポートが必要になります。色々な支援事業が実施されていますので、支援が必要なときは是非利用してください。

■一時預かり

お問合せ：直接各施設にお問合せください。

認可保育所や認定こども園、幼稚園などに入所していない就学前のお子さんを対象に、保育所等で一時的に預かりする制度です。

<実施施設>

第二保育所・第三保育所・第五保育所・愛光こども園・光保育園・みどりこども園・如水こども園・おぐすこども園・にしきこども園・八千代保育園・柿坂保育園・みさと保育園・がじゅまる保育園・双葉ヶ丘幼稚園・双葉中央こども園・沖代こども園・だいひ保育園・豊田保育園・グレース保育園 ※現在休止中の園も含みます。

<利用期間>

1ヶ月12日間（最大）



<利用料>

※おおいた子育てほっとクーポン券利用できます。（一部の施設を除く）

半日（4時間まで）800円、1日（8時間まで）1,600円
給食費200円

<利用方法>

利用方法や実施時間は各施設で異なりますので、直接お問合せ・申込みをしてください。

■病児・病後児保育

お問合せ：直接各施設にお問合せください。

保育所、幼稚園に通所している乳幼児や小学生が、病気の発症時から回復期までの間、集団生活が困難な場合、一時的に保育・看護を行います。

事前に「あずかるこちゃん」にてアカウント作成のうえ、ご予約ください。



<実施場所>

	病児保育	病後児保育
施設名	なかつ病児保育室Second Mom (セカンドマム)	こども傷病健康支援 デイ・ケアセンター恵保園
所在地	中津市大字蛎瀬600番地1	中津市大字万田659番地
電話	0979-64-6872	0979-26-0287
お子さんの状態	病気の発症時から回復期	病気の回復期
利用時間	8時30分～18時 (土曜日 12時30分まで)	8時～18時
休み	日曜・祝日	日曜・祝日
利用料	1日 2,000円	1日 1,000円 納食150円
中津市ホームページ	 ↑HPはこちら	 ↑HPはこちら

※おおいた子育てほっとクーポン券を利用できます。

■ファミリー・サポート・センター事業 お問合せ：中津市社会福祉協議会 (0979-27-7715)

育児の援助を受けたい方と育児の援助に協力できる方がそれぞれ「おねがい会員」「まかせて会員」として会員登録し、相互援助活動を有償で行う制度です。

〈援助内容〉

保育園や小学校等の開始前や終了後の預かりや送迎、仕事や病院など子どもを連れて行けない場合の預かりなど

〈対象年齢〉

おおむね生後3ヶ月～小学校6年生

*会員が安心して活動に参加できるように「ファミリー・サポート・センター保障保険」に加入しています。

〈利用料〉 *おおいた子育てほっとクーポン券利用できます。

平日7:00～19:00 600円（1時間あたり）

上記以外の時間 700円（1時間あたり）

土、日、祝日、年末年始は終日 700円（1時間あたり）



■ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成

子育て支援課 (0979-22-1141)

ファミリー・サポート・センターに登録されている市内在住の「おねがい会員」の方で、児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費の助成を受けている方は、ファミリー・サポート・センターの利用料金の1/2の助成を受けることができます。

〈注意事項〉

利用日現在において、児童扶養手当を受給している、またはひとり親家庭等医療費の助成をうけている方で、市税等に滞納のこと。

〈助成上限額〉

年度あたりの助成上限額は15,000円です。
また交通費等の実費は助成されません。



△申請方法など、詳しくは
HPでご確認ください。

■子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て支援課 (0979-22-1103)

保護者の病気などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった子どもを児童養護施設などにおいて、一定期間養育することができます。

施設名	所在地	電話
聖ヨゼフ寮	中津市大字永添2646番地4	22-2320
清淨園 <small>やわらぎ</small> 「和」	中津市大字大貞383番地34	53-7666
栄光園	別府市南荘園町3組	0977-21-8085

〈利用料〉 *おおいた子育てほっとクーポン券を利用できます。

市民税の課税状況や児童の年齢により異なります。

（ひとり親世帯は減免があります。）

■放課後児童クラブ（小学生対象）

お問合せ：直接各クラブにお問合せください

「子どもが学校から帰っても家に誰もいない」「仕事が遅くてひとりで留守番させるのは心配」
そんな不安や悩みをお持ちの保護者に代わって、放課後お子さんをお預かりする
ところです。



利用料：各クラブで異なるため、詳しくは各クラブにお問合せください。

※放課後児童クラブ保護者負担金については、5ページをご確認ください。

（おおいた子育てほっとクーポンが利用できます）

校区	施設名	電話
南部	放課後児童クラブどうしん（南部小学校）	080-8569-8319
北部	北部放課後児童クラブトトロ（北部小学校付近）	0979-64-9030
	いづみの園児童クラブピーター（いづみの園かきせサポートセンター）	0979-64-9062
	わっしょい児童クラブ（北部小学校付近）	0979-64-8627
豊田	豊田児童クラブわくわく・ふわふわ（豊田幼稚園敷地内）	0979-25-1155
小楠	小楠児童クラブひまわり・ひまわりB i g（尚武館）	080-6403-6555
	ここのわ児童クラブ（旧小楠保育園）	0979-22-5489
	菜の花児童クラブ（菜の花保育園横）	0979-25-3807
鶴居	鶴居児童クラブジョイ（鶴居小学校）	090-7154-3091
	鶴居児童クラブフレンズA・B（鶴居コミュニティーセンター横）	080-6428-1434
	にしき児童クラブ（にしき子ども園）	0979-53-9450
大幡	大幡児童クラブA・B（子育て支援センターこもん横）	0979-33-7050
	永添児童クラブまりあ（聖ヨゼフ寮）	080-3904-3232
三保	三保放課後児童クラブ（三保小学校）	080-8562-4567
如水	なずな児童クラブ松組・竹組（如水こども園）	0979-32-3954
沖代	沖代児童クラブたんぽぽ（沖代小学校）	090-8831-3745
	沖代児童クラブひだまり（沖代小学校）	090-9658-0941
	児童クラブふたば館（双葉中央こども園）	0979-24-2006
和田	和田児童クラブ（和田小学校）	080-3187-5620
今津	今津児童クラブ「i キッズ」（今津小学校）	080-1770-7580
山口	山口児童クラブ（山口保育所横）	0979-43-5683
真坂	真坂児童クラブ（真坂小学校）	0979-43-6277
秣	秣児童クラブ（深秣保育所横）	0979-43-5313
樋田	樋田児童クラブ（樋田小学校）	0979-52-2186
上津	上津児童クラブ（上津小学校）	070-2342-1938
城井	城井児童クラブ（町丈ふれあい広場）	0979-54-2306
下郷	文庫さだや下郷児童クラブ（文庫さだや）	0979-56-2878
津民	津民放課後児童クラブ（旧津民保育所）	0979-54-2276
三郷	山国ふれあい児童クラブ（コアやまくに）	0979-62-2760

■子ども食堂・子どもの居場所づくり事業

子育て支援課 (0979-22-1141)

仕事などで保護者の帰宅が遅くなり子どもだけで放課後を過ごす家庭が増えるなか、地域で子どもを支える「子ども食堂」や「子どもの居場所づくり事業」が実施されています。食事の提供や学習支援を行っています。

☆市内の子ども食堂☆

子ども食堂 夢	
場所	中津市田尻307（原正敏宅）
実施日	毎月隔週土曜日
時間	11：00～14：00
対象者	和田校区・小楠校区の小学生 及び田尻地区の高齢者など
利用料	子ども100円・大人300円
実施主体	中津子ども食堂「夢」
電話番号	0979-23-4685

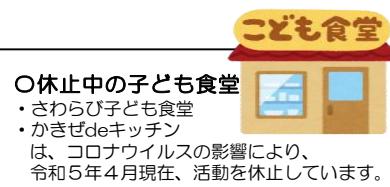
わっしょい子ども食堂	
場所	中津市北稻堀655 (北部小学校北側)
実施日	毎月第4火曜日 毎月第2日曜日
時間	(火)17：30～20：00 (日) 11:00～15:00
対象者	誰でも
利用料	子ども100円・大人150円
実施主体	一般社団法人 輪笑(わしょう)
電話番号	0979-64-8627

つるい子供食堂「こいのぼり」	
場所	鶴居コミュニティセンター (中津市相原3740-1)
実施日	毎月第1土曜日
時間	11：00～13：00
対象者	市内誰でも(主に鶴居校区)
利用料	100円
実施主体	つるい子供食堂「こいのぼり」
電話番号	090-6895-3900

やわらぎダイニング	
場所	中津市大貞383-34 (社会福祉法人 清淨園内)
実施日	毎月第2・第4日曜日
時間	11：00～13：00
対象者	幼児 小学生～中学生とその家族
利用料	無料
実施主体	児童家庭支援センター 「和(やわらぎ)」
電話番号	0979-53-7666

コルリこども食堂	
場所	中津市留守居町591 (諭吉コルリ)
実施日	毎月第3金曜日
時間	17：30～20：00
対象者	誰でも
利用料	100円
実施主体	むろや醤油
電話番号	0979-53-9523

めいぶる食堂	
場所	中津市耶馬溪町平田1479-1 (もみじ園、近隣の公民館)
実施日	①夏休み期間約3回 ②春休み期間約2回
時間	宅配型：城井小学校6年生 集合型：城井児童クラブの1～4年生、地域の方
対象者	宅配型：城井小学校6年生 集合型：城井児童クラブの1～4年生、地域の方
利用料	宅配型：12:30～ 集合型：12:00～
実施主体	もみじ園(窓口)
電話番号	0979-54-3490



4.その他

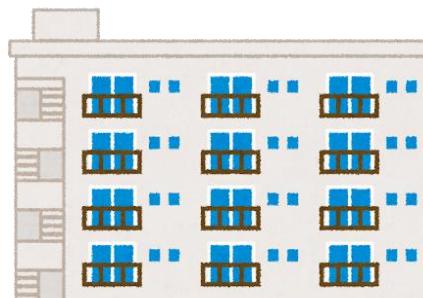
■公営住宅の申込み

お問合わせ：下記まで直接お問い合わせください。

中津市内の公営住宅は、市営住宅や県営住宅があります。必要書類など詳しくは下記までお問合せください。大分県住宅供給公社ホームページでもご案内しています。

<世帯での申込資格>

- ①入居収入基準に該当すること
- ②持ち家がなく、住宅に困窮していること
- ③市税・県民税等完納者であること
- ④暴力団員ではないこと



<申込みについて>

市営住宅	
募集期間	4月・6月・8月・10月・12月・2月
抽選日	募集月の下旬
お問合せ先	中津市営住宅管理センター（中津市役所1階） ☎0979-53-9100 ※各支所農林建設課でも相談できます。

※県営住宅については、募集期間は不定期により、隨時下記までお問合せください。

お問合せ先	大分県住宅供給公社県北駐在所（中津土木事務所内） ☎0979-22-2365
-------	---

■法律扶助

お問合わせ：下記まで直接お問い合わせください。

法律相談の結果、裁判や調停、交渉などで、弁護士への委任や本人が裁判をおこすのに必要な費用の負担ができない場合に、その費用の立て替えや、弁護士、司法書士の紹介をしています。まず、「法テラス」の無料法律相談を受けてからになります。

<援助内容>

法律相談援助	弁護士による無料法律相談 3回まで無料（1回 30分）
代理援助	裁判や調停、交渉などで弁護士の代理が必要な場合に、その費用を立て替えます。
書類作成援助	弁護士に代理を依頼せずに自分で裁判を起こす場合に、裁判提出書類の作成を行う司法書士又は弁護士を紹介し、その費用を立て替えます。

<お問合せ先>

相談先：法テラス

法テラス大分 ☎050-3383-5520 （大分市城崎2-1-7）
中津市内の弁護士等を紹介してくれます。18



5.相談

子育て支援課では母子父子自立支援員が、さまざまな悩みや相談に応じていますので、一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。
他にも、いろいろな相談窓口がありますのでご紹介します。



相談先	心配なこと	電話
中津市子育て支援課 母子父子自立支援員	生活、子育て、仕事などひとり親家庭のさまざまな相談に、母子父子自立支援員が応じています。また関係機関とも連携し、助言や情報提供を行います。	0979-22-1103
大分県母子・ 父子福祉センター	ひとり親家庭や寡婦のあらゆる相談（来所及び電話相談）に応じています。弁護士による無料の法律相談、就業相談や教養を身につけるための講座を開催しています。相談は日曜日も受け付けています。（土曜日・祝日は休み）	097-552-3313
大分県消費生活・ 男女共同参画プラザ (アイネス)	女性が抱える様々な問題や悩みを解決するための助言や情報提供を行っています。 月曜～金曜 9時～16時30分	女性総合相談 097-534-8874
	男性が抱える様々な問題や悩みを解決するための助言や情報提供を、男性相談員が行っています。 月曜～金曜 9時～16時30分	男性総合相談 097-534-8614
大分県こども・女性 相談支援センター (大分県婦人相談所)	電話相談や来所相談等により、女性から発信されるさまざまな問題（DV、離婚問題など）について、婦人相談員が応じています。 ○電話相談 月曜～金曜 9時～21時 土日祝日 13時～17時、18時～21時 ○来所相談（要予約） 月曜～金曜 9時～17時（祝祭日、年末年始を除く）	097-544-3900
法テラス	離婚についての話し合い、養育費の支払い、DVなど男女関係の法的なトラブルの相談 相談日時：月曜～金曜 9時～17時 (土日祝除く) ※法律相談のご利用は収入等の条件あり。	0570-078-363 (携帯不可) 050-3383-5520 (携帯可)
養育費相談支援センター	養育費に関する相談 平日（水曜を除く） 10時～20時 水曜日（祝日を除く） 12時～22時 土／祝日 10時～18時	0120-965-419 (携帯不可) 030-3980-4108 (携帯可)
大分県地方裁判所・ 大分家庭裁判所 中津支部	保護命令（地方裁判所） 夫婦関係調停など（家庭裁判所）	0979-22-2115
中津市社会福祉協議会 地域福祉課生活相談支援係	経済的に生活が苦しい、働きたくても働けない、住むところがない、など生活に困りごとを抱えている方の相談に応じています。 日常生活で「だれかのちょっとした手助けがほしい」など生活上の不安に対して相談に応じ、助け合いの生活支援サービスを調整します。	0979-26-1237 (くらしの総合相談窓口) 0979-23-2095
ハローワーク中津	求職者に対する職業相談や職業紹介など個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行っています。	0979-24-8609

相談先	心配なこと	電話
大分県労政・相談情報センター	電話相談や来所相談により仕事や職場でのトラブル・悩みを解決するための助言や情報提供を行っています。	労働相談専用ダイヤル 0120-601-540 携帯・公衆電話からは 097-532-3040 (月曜～金曜 8時30分～17時15分)
中津市地域医療対策課 子育て世代包括支援センター	妊娠、子どもの健康（発育発達）や予防接種、健診、栄養などに関する相談	0979-22-1170（直通）
おおいた妊娠ヘルプセンター	妊娠・出産や心身の健康など、妊娠に関する相談を電話、面接等で受け付けています。不安をひとりで抱え込まず、気軽に相談してください。	0120-241-783 (水曜～日曜 11時30分～19時)
中津市子育て支援課	子どもに関するあらゆる相談の窓口です。 主な相談内容 ・養育困難、虐待など ・言葉が遅れている、知的な発達の遅れがあるなど ・家出、暴力など問題行動がある児童の相談 ・しつけや不登校などの相談	0979-22-1103
中津児童相談所		0979-22-2025 来所相談(緊急を除き予約制) (月曜～金曜 9時～17時)
児童家庭支援センター 『和（やわらぎ）』 (24時間対応)		0979-53-7666
24時間365日 いつでも子育てほっとライン 中央児童相談所 大分県こども家庭支援課	子育てに関するあらゆる不安や悩み	フリーダイヤル 0120-462-110
中津市福祉支援課障害福祉係	発達に心配や障がいがある子どもの相談	0979-22-1111
中津市障がい者等 基幹相談支援センター		0979-26-1555
つくし園在宅支援センター ポケット		0979-43-6181
中津市教育委員会学校教育課	義務教育なんでも電話相談・適応指導教室相談 (いじめ・不登校など子どもの教育問題について)	0979-22-4941（直通）
中津市教育委員会 スクールソーシャルワーカー	学校に派遣される相談員です。 心配なことなど、なんでもご相談ください。	0979-22-4941（直通）
大分っ子フレンドリー 県北サポートセンター (中津警察署)	非行問題・青少年について	0979-24-3741
こころの電話 (県こころとからだの相談 支援センター)	心の健康づくり相談	097-542-0878 (平日9時～12時、13時～16時)
県こころとからだの相談 支援センター相談電話	精神保健福祉に関する相談（うつ・依存症など）	097-541-6290 (平日8時30分～12時、13時～17時)



中津市役所 お問合せ先一覧

◆中津市役所 子育て支援課

〒871-8501

大分県中津市豊田町14番地3

●子育て支援課

中津市役所 代表 0979-22-1111

子ども家庭係 直通 0979-22-1141

相談支援係 直通 0979-22-1103

子育て支援係 直通 0979-33-7026

保育施設運営室 直通 0979-22-1129

ホームページ <http://www.city-nakatsu.jp/>

◆三光支所 総務・住民課

〒871-0192 中津市三光原口644番地7

☎ 0979-43-2050

◆本耶馬渓支所 総務・住民課

〒871-0295 中津市本耶馬渓町曾木1800番地

☎ 0979-52-2211

◆耶馬渓支所 総務・住民課

〒871-0405 中津市耶馬渓町大字柿坂138番地1

☎ 0979-54-3111

◆山国支所 総務・住民課

〒871-0795 中津市山国町守実130番地

☎ 0979-62-3111

※令和5年4月1日現在の情報です